

氏名 (法人にあっては名称)	レジル株式会社
住所	東京都千代田区丸の内1-8-1 丸の内トラストタワーN館 14階

自 社 等 発 電 所 (*1) の 有 無	有		
電 気 事 業 の 概 要	マンション一括受電サービス事業とビル・工場・商業施設等に電力小売事業を展開しています。昨年9月に社名を変更してからは、電力事業だけではなく分散型電源の設置や非化石証書の調達代行事業等を展開しています。		
電気の供給における 温室効果ガスの排出 の抑制等に関する 推 進 体 制	グリーンエネルギー事業本部にて進めて参ります。		
電気の供給における 温室効果ガスの排出 の量の抑制に関する 措 置 及 び 目 標	年 度	基礎排出係数(*2)	調整後排出係数(*3)
	前年度実績（2023年度）	0.407（kg-CO ₂ /kWh）	0.300（kg-CO ₂ /kWh）
	当年度目標（2024年度）	極力低減（kg-CO ₂ /kWh）	極力低減（kg-CO ₂ /kWh）
	短期目標（2026年度）	極力低減（kg-CO ₂ /kWh）	極力低減（kg-CO ₂ /kWh）
	長期目標（2044年度）	極力低減（kg-CO ₂ /kWh）	極力低減（kg-CO ₂ /kWh）
	（目標に係る措置の考え方）		
無理のない範囲で再生可能エネルギーの調達を進めます。 （係数について県内のみの数値を算出できないため全国値を用います。）			

*1 自社等発電所とは、自己が所有する発電所及び経営支配下においている子会社が所有する発電所をいう。

*2 基礎排出係数とは、市内への電気の供給に伴う二酸化炭素排出量（基礎二酸化炭素排出量）を市内への電気の供給量（電気供給量）で除したものをいう。

*3 調整後排出係数とは、基礎二酸化炭素排出量に固定価格買取調整二酸化炭素排出量を足したのから、電気事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を控除したものを、電気供給量で除したものをいう。

電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標	自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	再生可能エネルギー発電量(*4)	再生可能エネルギー導入率(*5)
	前年度実績 (2023 年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	当年度目標 (2024 年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	短期目標 (2026 年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	長期目標 (2044 年度)	0 (千kWh)	0.00 (%)
	(目標に係る措置の内容)		
電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標	調達分を含む再生可能エネルギーの環境価値の確保量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	環境価値の確保量(*6)	環境価値の確保率(*7)
	前年度実績 (2023 年度)	302 (千kWh)	71.45 (%)
	当年度目標 (2024 年度)	極力導入 (千kWh)	極力導入 (%)
	短期目標 (2026 年度)	極力導入 (千kWh)	極力導入 (%)
	長期目標 (2044 年度)	極力導入 (千kWh)	極力導入 (%)
	(目標に係る措置の内容)		
RE100対応のメニューを市内で提供し、環境価値についても適宜購入します。			
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置及び目標	未利用エネルギーについて現状具体的な措置の実施はありません。		
火力発電所における熱効率の向上を図るための措置及び目標	自社で火力発電所を所有していないため該当しません。		
本市の区域内に存する電気の需用者に対する地球温暖化の防止に資する取組	需要家に対し、30分ごとの電気使用量の「見える化」等のサービスを提供することで、電気使用量の削減への働きかけを行います。		
その他の地球温暖化の防止に貢献する取組	・マンションやビルに分散型電源（受変電設備、太陽光発電、蓄電池、EV充電設備など）を初期費用無料で設置するサービスの導入を進めます。 ・関東エリアにて太陽光発電所の自社開発を進めます。 ・TCFDの提言する開示推奨項目に沿った積極的な情報開示を進めています。 ・参画するGXリーグを通じてカーボンニュートラル時代の市場創造やルールメイキングを推進し、サステナブルな社会づくりを目指した企業活動を行っています。		

*4 再生可能エネルギー発電量とは、自社等発電所における再生可能エネルギー（太陽光、風力その他非化石エネルギーのうち、エネルギーとして継続的に使用することができるもの）による発電量のうち市内分をいう。

*5 再生可能エネルギー導入率とは、上記の発電量を自社等発電所における発電量のうち市内分で除したものをいう。

*6 環境価値の確保量とは、自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量及び他の一般電気事業者等の発電所における再生可能エネルギーによって発電された電気の購入量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することによって環境価値を有するもの並びに購入した再生可能エネルギー電気由来の環境価値の量を合算したもののうち市内分をいう。

*7 環境価値の確保率とは、上記の確保量を電気の供給量のうち市内分で除したものをいう。

*8 未利用エネルギーとは、発電に利用するエネルギーのうち、工場の廃熱又は排圧、廃棄物（バイオマスを除く）の燃焼熱、超高圧地中送電線からの廃熱、変電所の廃熱及び高炉ガスその他の副生ガス等のエネルギーをいう。